

がんの統計 2022

CANCER STATISTICS IN JAPAN — 2022



公益財団法人 がん研究振興財団

Foundation for Promotion of Cancer Research

序

「がんの統計2022」版が関係各位のご協力を頂き、発刊できましたことに感謝申し上げます。
本書は1974年に発刊されて以来48年になりますが、日本人のがんの変貌を実感し、正確な実態把握によるがん対策の重要性が再認識されるものとして多くの方々に親しまれてきました。収載されている各種統計は、我が国のがん対策を推進するうえでも貴重な資料でありますので、広くご活用いただければ幸いに存じます。

本書の編集にご協力いただきました編集委員会の皆様に心より御礼申し上げます。

令和4年3月

公益財団法人がん研究振興財団
理事長 堀田 知光

Preface

We would like to thank for the cooperation of parties concerned in publishing cancer statistics 2022 version. This book has been published and read by many people since 1974. "Cancer statistics," published to date, contain valuable information, demonstrating changes in Japanese cancer statuses and reaffirming the importance of cancer control based on their accurate understanding. Various types of cancer statistics, included in this book, are important in promoting cancer control. Hence, we hope many people utilize them to promote cancer control.

We thank the editorial committee for their cooperation in editing this book.

March 2022

Chairman, Board of Directors
Tomomitsu Hotta, M.D.

わが国におけるがん対策のあゆみ 4 ~ 11

図 表 編

1	2021年がん死亡数・罹患数予測.....	14
2	部位別がん死亡数（2020年）.....	15
3	年齢階級別がん死亡 部位内訳（2020年）.....	16
4	部位別がん死亡率（2020年）.....	17
5	都道府県別75歳未満がん年齢調整死亡率（2020年）.....	18 ~ 22
6	部位別がん罹患数（2018年）.....	23
7	年齢階級別がん罹患 部位内訳（2018年）.....	24
8	部位別がん粗罹患率（2018年）.....	25
9	地域がん登録における5年相対生存率（2009～2011年診断例）.....	26 ~ 27
10	地域がん登録におけるサバイバー5年相対生存率（2002年～2006年追跡例；ピリオド法）.....	28
11	がん診療連携拠点病院等（都道府県推薦病院含）における3年相対生存率（2015年診断例）.....	29
12	がん診療連携拠点病院等（都道府県推薦病院含）における5年相対生存率（2012～2013年診断例）.....	31 ~ 32
13	がん診療連携拠点病院等（都道府県推薦病院含）における10年相対生存率（2008年診断例）.....	33
14	全国がんセンター協議会加盟施設における5年生存率（2011～2013年診断例）.....	34 ~ 35
15	全国がんセンター協議会加盟施設における10年生存率（2005～2008年診断例）.....	36 ~ 37
16	累積がん罹患・死亡リスク.....	38 ~ 39
17	小児・AYA世代のがん.....	40 ~ 42
18	主要死因別死亡率年次推移（1947年～2020年）.....	43
19	主要死因別年齢調整死亡率年次推移1（1947年～2020年）.....	44
	主要死因別年齢調整死亡率年次推移2（2005年～2020年）.....	45
20	部位別がん死亡数年次推移（1965年～2020年）.....	46
21	がん年齢調整死亡率年次推移（1958年～2020年）.....	47 ~ 48
22	年齢階級別がん死亡率推移（1965年、1990年、2020年）.....	49 ~ 52
23	部位別がん罹患数推移（1980年～2018年）.....	53
24	がん年齢調整罹患率年次推移（1985年～2015年）.....	54 ~ 55
25	年齢階級別がん罹患率推移（1980年、2000年、2018年）.....	56 ~ 59
26	地域がん登録における5年相対生存率推移（1993-1996年、1997-1999年、2000-2002年、2003-2005年、2006-2008年、2009-2011年診断例）.....	60 ~ 61
27	がん年齢調整死亡率・罹患率年次推移.....	62
28	喫煙率.....	63 ~ 64
29	がん検診受診率（2010年、2013年、2016年、2019年）.....	65 ~ 68

資 料 編

1	2021年がん死亡数・罹患数予測.....	70 ~ 71
2	ICD-10三桁分類別がん死亡（死亡数・割合）（2020年）.....	72 ~ 75
3	部位別年齢階級別がん死亡数・割合（2020年）.....	76 ~ 79
4	部位別年齢階級別がん死亡率（2020年）.....	80 ~ 83
5	都道府県別がん死亡率.....	84 ~ 89
6	部位別年齢階級別がん罹患数・割合（2018年）.....	90 ~ 93
7	部位別年齢階級別がん罹患率（2018年）.....	94 ~ 97
8	地域がん登録における5年相対生存率（2009～2011年診断例）.....	98 ~ 99
9	地域がん登録におけるサバイバー5年相対生存率（2002年～2006年追跡例；ピリオド法）.....	100
10	がん診療連携拠点病院等（都道府県推薦病院含）における3年生存率（2015年診断例）.....	101 ~ 102
11	がん診療連携拠点病院等（都道府県推薦病院含）における5年生存率（2012～2013年診断例）.....	103 ~ 104
12	がん診療連携拠点病院等（都道府県推薦病院含）における10年生存率（2008年診断例）.....	105 ~ 106
13	全国がんセンター協議会加盟施設における5年生存率（2011～2013年診断例）.....	107 ~ 110
14	全国がんセンター協議会加盟施設における10年生存率（2005～2008年診断例）.....	111 ~ 114
15	小児・AYA世代のがん.....	115 ~ 116
16	主要死因別死亡率年次推移（1910年～2020年）.....	118 ~ 119
17	主要死因別年齢調整死亡率年次推移1（1947年～2020年）.....	120 ~ 121
	主要死因別年齢調整死亡率年次推移2（2005年～2020年）.....	122 ~ 123
18	喫煙率.....	124 ~ 127
19	がん検診受診率（2010年、2013年、2016年、2019年）.....	128 ~ 129
20	医療用麻薬消費量.....	130 ~ 131
21	喫煙、飲酒と栄養摂取の変化.....	132 ~ 133
22	受療率の推移（1996年～2017年）.....	134
23	国民医療費の推移（2007年～2019年）.....	135
	用語の説明.....	136 ~ 140
	トピックス①.....	141
	トピックス②.....	142
	トピックス③.....	143 ~ 144
	トピックス④.....	145 ~ 146
	トピックス⑤.....	147 ~ 152
	トピックス⑥.....	153 ~ 156

わが国におけるがん対策のあゆみ

History of Cancer Control in Japan

昭和38年(1963)	厚生省がん研究助成金制度の発足
昭和56年(1981)	悪性新生物が死亡原因の第1位となる
昭和59年(1984)	対がん10か年総合戦略の策定(～平成5年度)
平成6年(1994)	がん克服新10か年戦略の策定(～平成15年度)
平成16年(2004)	第3次対がん10か年総合戦略の策定(～平成25年度)
平成17年(2005) 5月	がん対策推進本部の設置(厚生労働省)
平成17年(2005) 8月	がん対策推進アクションプラン2005の公表
平成18年(2006) 6月	がん対策基本法の成立
平成19年(2007) 4月	がん対策基本法の施行
平成19年(2007) 6月	がん対策推進基本計画の策定(閣議決定)
平成21年(2009) 7月	がん検診50%推進本部の設置(厚生労働省)
平成24年(2012) 6月	がん対策推進基本計画の見直し(閣議決定)
平成25年(2013) 12月	がん登録等の推進に関する法律の成立
平成26年(2014) 3月	がん研究10か年戦略の策定(～平成35年度)
平成27年(2015) 6月	がんサミットの開催
平成27年(2015) 12月	がん対策加速化プランの策定
平成28年(2016) 1月	がん登録等の推進に関する法律の施行
平成28年(2016) 12月	がん対策基本法の一部を改正する法律の改正・施行
平成28年(2016) 12月	がんゲノム医療フォーラム2016の開催
平成30年(2018) 3月	がん対策推進基本計画の見直し(閣議決定)

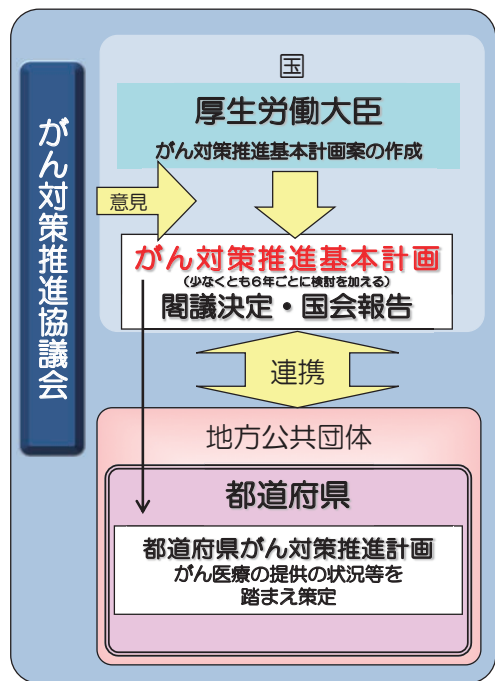
- がんは、昭和56(1981)年からわが国の死亡原因の第1位である。政府は、昭和59年度(1984)より「対がん10か年総合戦略」、平成6(1994)年度より「がん克服新10か年戦略」を策定し、がん対策に取り組んできた。さらに、平成16(2004)年からは、「がん罹患率と死亡率の激減」を目指して、がん研究の推進および質の高いがん医療を全国に普及することを目的に、「がん予防の推進」および「がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備」を柱とする「第3次対がん10か年総合戦略」を推進してきた。
- 厚生労働省は、平成17(2005)年5月に、がん対策全般を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする「がん対策推進本部」を設置し、部局横断的な取組を行うとともに、同年8月には、がん対策の飛躍的な向上を目的とした「がん対策推進アクションプラン2005」を策定した。
- わが国のがん対策は、これまで様々な取り組みにより進展し、一定の成果を収めてきた。しかし、がんは依然として国民の生命および健康にとって重要な問題となっており、そのような現状にかんがみ、平成18(2006)年6月「がん対策基本法」が成立、翌年4月に施行された。この法律に基づき、がん対策推進協議会の議論を踏まえ、平成19(2007)年6月に、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めた「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。
- 平成21(2009)年7月に、基本計画の個別目標の一つである「がん検診受診率50%」の達成のため、厚生労働大臣を本部長とする「がん検診50%推進本部」を設置し、部局横断的な取組を行うこととした。
- がん対策推進基本計画は、がん対策推進協議会及びその下に設置された3つの専門委員会の議論を踏まえ、平成24(2012)年6月に閣議決定された。
- 平成25(2013)年12月にがん登録等の推進に関する法律が成立し、平成26(2014)年6月に設置されたがん登録部会で法に基づく政省令、全国がん登録届出マニュアル、院内がん登録の項目等についての審議を経て、平成28(2016)年1月に施行された。
- がん研究については「がん対策推進基本計画」に基づく新たながん研究戦略として文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3大臣確認のもと、平成26(2014)年3月に「がん研究10か年戦略」が策定され、がんの根治・予防・共生の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進している。
- 平成27(2015)年12月には、「予防」「治療・研究」「がんと共生」の3つの柱とした「がん対策加速化プラン」が策定された。
- 平成28(2016)年11月には、がん対策基本法の一部を改正する法律案の提出がなされ、12月に成立し施行された。
- 平成28(2016)年12月には、がんと闘いに終止符を打つという目標に向かって、患者やサバイバー、その家族の視点から、がん医療体制を再構築する契機となる「がんゲノム医療フォーラム2016」が開催された。
- がん対策推進基本計画は、がん対策推進協議会の議論を踏まえ平成30(2018)年3月に閣議決定された。

がん対策基本法、がん対策予算

Cancer Control Act and Budget for Cancer Control

- がん対策基本法（平成18年法律第98号）
（平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行）

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

国
民

○がん対策の推進

令和4年度予算（案） 354億円（令和3年度予算額 365億円）
※令和3年度補正予算額 45億円

平成30年3月に閣議決定した第三期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

予防



（がん検診）

- 子宮頸がん・乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券等の配布について継続するとともに、がん検診対象者等に対して、受診率向上に効果的な個別の受診勧奨・再勧奨、要精検受診者に対する受診再勧奨を実施する。
- がん検診の更なる受診率の向上に向け施策を重点化させる観点から、どのような手法で取り組むことがより受診率の向上に効果的であるかについて大規模実証事業を行う。

医療の充実



（がんゲノム）

- 「がんゲノム情報レポジトリシステム」について、新たなパネル検査の追加、検査件数の増大に伴うストレージ容量の拡張に必要なシステム開発を行うなど、がんゲノム情報管理センターの機能強化を図る。
- 「全ゲノム解析等実行計画ロードマップ2021」に基づき、全ゲノム解析等の結果と付随する臨床情報等の収集を行うとともに、患者還元体制の構築等の研究を進める。また、がんの全ゲノム解析の推進に向けた体制整備を進める。

がんとの共生



（患者支援）

- がん患者に対して病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事の両立プラン」を活用した就労支援及び相談支援などを実施する。
- 妊よう性温存療法に係る費用負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等を収集し、研究を促進することにより、小児・AYA世代のがん患者等を支援する。

がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す

がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

Basic Plan to Promote Cancer Control Programs
(Approved by the Cabinet on March 9, 2018) (Outline)

第3期がん対策推進基本計画（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1) がんの1次予防
- (2) がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1) がんゲノム医療
- (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3) チーム医療
- (4) がんのリハビリテーション
- (5) 支持療法
- (6) 希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA（※）世代のがん、高齢者のがん
※ Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8) 病理診断
- (9) がん登録
- (10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1) がんと診断された時からの緩和ケア
- (2) 相談支援、情報提供
- (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5) ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

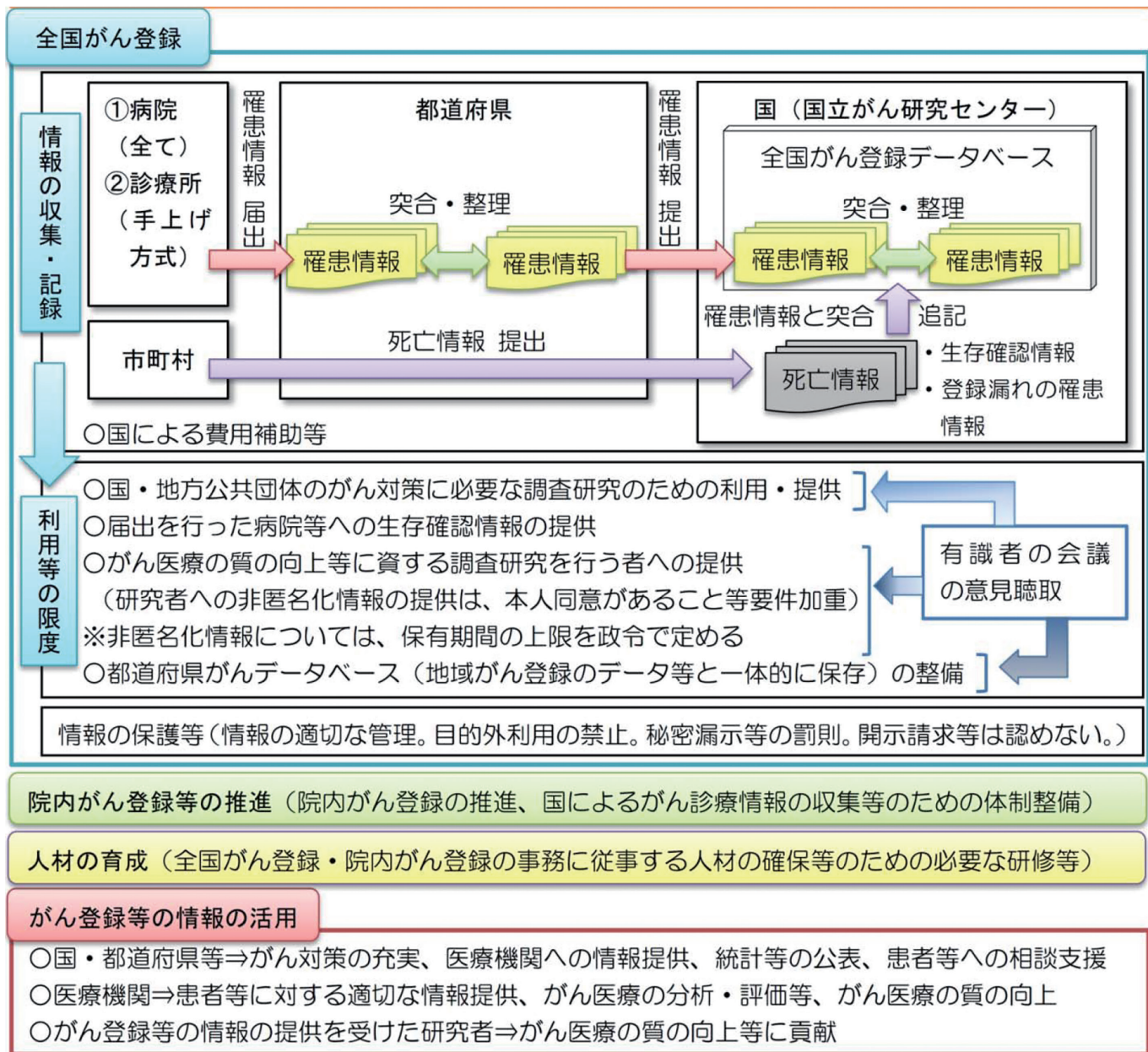
- (1) がん研究
- (2) 人材育成
- (3) がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 都道府県による計画の策定
3. がん患者を含めた国民の努力
4. 患者団体等との協力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

がん登録

○がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年 12 月成立 平成 28 年 1 月施行）



○がん登録等の推進に関する法律

- 平成25（2013）年12月に成立し、平成28年（2016）年1月から施行されているがん登録等の推進に関する法律は、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的としている。
- この法律の基本理念として、
 - ①全国がん登録については、広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
 - ②院内がん登録については、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
 - ③がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
 - ④民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元する
 - ⑤がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護する
 の5つを掲げている。
- この法律の下では、全ての病院と診療所（一部）から都道府県にがん罹患情報が届出される。都道府県で突合・整理された罹患情報は国（国立がん研究センター）に届出され、国立がん研究センターの全国がん登録データベースにおいて、さらに突合・整理されるとともに、市町村から人口動態統計として国にあがってきた死亡情報と突合・整理される。国内のがん罹患及び死亡に関する情報を国が一元的に管理することで、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施する。